

お 知 ら せ

令和 8 年 7 月 17 日
愛媛県情報公開・個人情報保護審査会
(広報広聴課 内線 2 2 4 4)

令和 8 年度第 3 回愛媛県情報公開・個人情報保護審査会の開催について
標記審査会を、次のとおり開催します。

記

1 開催日時

令和 8 年 7 月 31 日(金曜日) 9 時 15 分から

2 開催場所

愛媛県庁第 2 別館 10 階 1004 会議室
(愛媛県松山市一番町 4 丁目 4 - 2)

3 議事

- (1) 特定個人情報保護評価書
県税賦課徴収事務(税務課)
- (2) 審査請求事案

4 傍聴

- (1) 傍聴の定員 5 人

- (2) 傍聴の対象

傍聴は、上記 3 (1) のみが対象となります。((2) は、愛媛県情報公開条例第 29 条の規定に基づき非公開です。)

- (3) 傍聴の申込方法等

ア 傍聴を希望される方は、7 月 27 日(月曜日) 正午までに氏名、住所及び連絡先(電話又は F A X の番号)を審査会事務局(広報広聴課)へ電話又は F A X でお知らせください。(1 回の申込みにつき 1 名のみ可)

イ 傍聴の申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

ウ 傍聴の可否は、7 月 28 日(火曜日) 17 時までに審査会事務局から電話又は F A X でその旨連絡します。

◎問合せ及び傍聴申込先(審査会事務局)

愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課

情報公開・広聴グループ

[〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4 丁目 4 - 2]

電 話 0 8 9 - 9 1 2 - 2 2 4 4

F A X 0 8 9 - 9 1 2 - 2 2 4 8

傍聴要領

愛媛県情報公開・個人情報保護審査会

1 受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、7月31日（金曜日）9時から9時15分（会議の開催予定時刻）の間に、会場（愛媛県庁第2別館10階1004会議室）前の受付で氏名及び住所を記入のうえ、審査会事務局職員の指示に従って会場に入室してください。

2 守るべき事項

傍聴に際しては、次の事項を守ってください。

- (1) 審査会事務局職員の指示に従うこと。
- (2) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。
ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 携帯電話等を使用しないこと。
- (6) 会議の秩序を乱し、又は進行の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

前記2に違反する場合は、審査会事務局職員が注意し、なおこれに従わないときは、退室していただく場合があります。